

# 恵那市ふれあいエコプラザ指定管理者募集要項

令和7年7月

恵那市役所 水道環境部 環境課

## [目次]

|    |                            |     |
|----|----------------------------|-----|
| 1  | 施設の設置目的                    | P1  |
| 2  | 施設の概要                      | P1  |
| 3  | 指定管理者が行う業務の内容              | P1  |
| 4  | 指定管理者の指定の予定期間              | P2  |
| 5  | 応募資格等                      | P2  |
| 6  | 経理に関する事項                   | P3  |
| 7  | 募集要項の配布、見学会等に関する事項         | P3  |
| 8  | 申請に関する事項                   | P3  |
| 9  | 指定管理者の公募に関するスケジュール         | P4  |
| 10 | 管理の基準                      | P5  |
| 11 | 備品の取扱いについて                 | P5  |
| 12 | 指定管理料について                  | P5  |
| 13 | 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等 | P6  |
| 14 | 応募者説明会・現地見学会の申込み           | P7  |
| 15 | 指定管理者の選定                   | P8  |
| 16 | 協定の締結                      | P9  |
| 17 | 指定の取り消し等                   | P9  |
| 18 | 団体における変更等への対応              | P10 |
| 19 | 原状回復義務                     | P10 |
| 20 | 業務の引継ぎ                     | P10 |
| 21 | 問合せ先                       | P10 |

恵那市ふれあいエコプラザ条例（平成 23 年条例第 27 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、恵那市（以下「市」という。）は指定管理者を次のとおり公募します。

## 1 施設の設置目的

恵那市ふれあいエコプラザ（以下「施設」という。）は、廃棄物の減量化及び再資源化の仕組みを整備するとともに、恵那市民の環境問題に関する意識の啓発を図り、循環型社会の形成を推進する。

## 2 施設の概要

- (1) 名称 恵那市ふれあいエコプラザ
- (2) 所在地 岐阜県恵那市長島町正家 1015 番地 3
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 敷地面積 2,695.53 m<sup>2</sup>
- (5) 延床面積 489.25 m<sup>2</sup>
- (6) 施設内容 資源回収スペース (241.51 m<sup>2</sup>)、展示スペース (75.32 m<sup>2</sup>)、リユースショップ (78.56 m<sup>2</sup>)、事務室・トイレ他 (93.86 m<sup>2</sup>)、太陽光発電システム (20kw)

## 3 指定管理者が行う業務の内容

### I 指定管理者が実施しなければならない業務

- (1) 廃棄物減量と再資源化の推進に関すること  
市内で排出される次の品目を再利用するために、受け入れ、分別、保管及び搬出をすること。  
(過剰な人員配置の無いよう管理すること。例：分別指導)
  - ア 古紙（新聞、ちらし、雑誌、雑紙、段ボール、飲料用紙パック等）
  - イ 衣類（古着、タオル、毛布、羽毛製品等）
  - ウ 金属類（飲料用アルミ・スチール缶、小型金物、小型家電等）
  - エ 瓶類（生きビン、白ビン、茶ビン、その他ビン）
  - オ プラスチック類（ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、CD・DVD等）
  - カ その他（自動車用バッテリー、小型充電式電池、インクカートリッジ、廃食用油、乾電池・体温計、蛍光管等）
- (2) 施設の利用状況について、印刷物または掲示物等により定期的に利用者に公開すること
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること  
利用者が快適に施設を利用できるよう全体の清掃及び設備の点検を行うこととし、併せて災害発生時や事故等の緊急時にかかる対応計画について、事業計画書の中で示すこと。
- (4) 個人情報に関すること  
利用者等の個人情報が漏洩しないよう防止に努めること。
- (5) 業務報告に関すること  
利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価に関する資料や管理資料の作成、また事業計画、事業報告及び収支決算書等を提出すること。

### II 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- (1) 施設の設置目的の趣旨を尊重し、市民ニーズを反映した自主事業（以下の項目より 1 項目以上を選択）の実施（別図の展示スペース、リユースショップ部分を利用するものとする。）。

- ア リデュース、リユースに関する事業
- イ フードロスに関する事業
- ウ 自然環境保全に関する事業
- エ 環境分野と他分野（福祉・農業・林業・教育・移住定住等）をつなぐ事業

（２）上記（１）の自主事業に対し収入を得ること

#### ４ 指定管理者の指定の予定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間

#### ５ 応募資格等

##### （１）応募資格

法人または法人格を特に持たない非営利団体であること。法人または法人格を特に持たない非営利団体が複数の団体により構成されるグループである場合は、次の事項に留意すること。

- ア 構成団体となるすべての団体が下記（２）に定める資格要件を満たすこと
- イ グループの名称を設定し、代表となる法人、団体を明記すること
- ウ 協定の締結にあたっては、グループの構成団体すべてを協定当事者とし、協定に関する責任はグループの構成員すべてが負うこと
- エ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、あるいは単独で申請することはできない
- オ グループの代表となる法人・団体及び構成団体の変更は原則として認めない

##### （２）資格要件

- ア 破産者で復権を得ない者でないこと
- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者でないこと
- ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと
- エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- オ 申請の日において、恵那市から指名停止措置を受けていないこと
- カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- キ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから２年を経過しない者でないこと
- ク 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから１年を経過しない者でないこと
- ケ 「恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成２３年告示第１号）に基づく排除措置の対象となる個人又は法人等でないこと

※暴力団関係事業者であるかどうかを岐阜県警察本部に照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置の対象となる個人又は法人等であることが判明し、岐阜県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消をします。

## 6 経理に関する事項

### (1) 基本的事項

指定管理料については 「1 2 指定管理料について」 によるものとする。

### (2) 指定管理料の施設使用料相当額の減額

「3-Ⅱ-(1)」による自主事業について、利益が発生する事業については恵那市行政財産使用料徴収条例に準じ、申請使用面積分の施設使用料相当額を指定管理料より減額するものとする。(事務所部分については除外)

## 7 募集要項等の配布等に関する事項

### (1) 募集要項等の配布

募集要項等の配布を以下により行います。

配布期間：令和7年7月24日(木)～令和7年8月22日(金)

配布場所：窓口配布－「2 1 問合せ先」に同じ

市ホームページ－<http://www.city.ena.lg.jp/>

募集要項等に係る質問は、質問受付期間内に所定の方法により行ってください。(詳細は、(2) 質問の受付を参照)

### (2) 質問の受付

募集要項等又は現地の内容に関する質問を質問書(様式集参照)により以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年8月25日(月)～令和7年8月27日(水)

提出場所：「2 1 問合せ先」に同じ

提出方法：質問書の提出は、FAX又は電子メールによる。

### (3) 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年9月1日(月)～令和7年9月9日(火)に文書による通知及び市ホームページへ掲載により回答します。

## 8 申請に関する事項

### (1) 申請書の受付

申請書を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年9月3日(水)～令和7年9月9日(火)

受付時間：8時30分～17時15分(土日祝日は除く)

提出場所：「2 1 問合せ先」に同じ

提出方法：申請書類を上記の提出場所に直接持参してください。

※提出方法は直接持参に限ります。郵送・FAX・電子メール等による提出はできません。

### (2) 申請書類

申請書類は、原則A4サイズ縦長、横書きとします。

ア 指定管理者指定申請書(様式第2号)

イ 法人等の概要

- ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類。法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ・代表者の身分証明書
- ・財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書
- ・本店等所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・その他必要な事項に係る書類

ウ 恵那市ふれあいエコプラザ事業計画書(様式第3号)

エ 収支予算書(様式第4号)

オ 同種・類似施設の管理運営実績に係る書類

カ 自主事業計画書

### (3) 提出部数

正本1部、副本7部

### (4) 留意事項

#### ① 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

#### ② 複数申請・重複申請の禁止

1団体1申請とし、複数の申請(複数の共同事業体の構成員となる事を含む。)はできません。

③提案内容変更・追加の禁止

一旦提出した申請書類の内容を変更・追加することはできません。

④虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤市が提供する資料等の取扱い

指定管理者の募集にあたり、市が提供する資料等を、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり内容を提示することを禁じます。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

ア 公知となっている情報

⑥申請書類の取り扱い

市に提出した申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された申請書類は、恵那市情報公開条例（平成 16 年恵那市条例第 14 号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

⑦申請の辞退

団体の倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には、辞退届を提出してください。

⑧期限の厳守

申請書類の提出期限は厳守してください。提出期限を過ぎた場合は申請書類の受付をしません。

⑨資料提供

現地見学会等、定められた機会を除き、資料提供は行いません。応募者は、市が提供した情報及び独自に入手した情報で応募を行ってください。

## 9 指定管理者の募集及び選定スケジュール

|    |                      |                     |
|----|----------------------|---------------------|
| 1  | 募集要項の公表・配布（ホームページ）   | 7月24日（木）～9月9日（火）    |
| 2  | 説明会・現地見学会の開催         | 8月25日（月）            |
| 3  | 質問受付期間               | 8月25日（月）～8月27日（水）   |
| 4  | 質問回答期間               | 9月1日（月）～9月2日（火）     |
| 5  | 申請書受付期間              | 9月3日（水）～9月9日（火）     |
| 6  | 第一次審査（資格審査）          | 9月10日（水）～9月11日（木）   |
| 7  | 第一次審査結果通知（資格なしの場合のみ） | 9月12日（金）            |
| 8  | 第二次審査（プロポーザル審査）      | 9月16日（火）～9月19日（金）   |
| 9  | 第二次審査後選定委員会協議        | 9月29日（月）～10月17日（金）  |
| 10 | 選定結果の通知・公表           | 10月20日（月）～10月24日（金） |
| 11 | 仮協定の締結               | 10月20日（月）～10月24日（金） |
| 13 | 条例改正議案の提出            | 10月下旬               |
| 14 | 指定議案の提出              | 10月下旬               |
| 15 | 指定議案議決               | 12月下旬               |
| 16 | 指定の通知                | 議会議決後               |

|    |             |         |
|----|-------------|---------|
| 17 | 事務引継・トレーニング | 1 月～3 月 |
| 18 | 基本協定の締結     | 4 月 1 日 |
| 19 | 年度協定の締結     | 4 月 1 日 |
| 20 | 指定管理施行      | 4 月 1 日 |

## 1 0 管理の基準

### (1) 条例等関係法令の遵守

施設の管理運営に際しては、地方自治法及び同施行令、条例、恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 5 号）及び同施行規則（平成 17 年規則第 1 号）並びに関係法令に精通し、これを遵守していただきます。

また、恵那市情報公開条例（平成 16 年条例第 14 号）及び同施行規則（平成 16 年規則第 22 号）並びに恵那市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づき、当該施設の運営管理に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めていただきます。

### (2) 基本的な休館日

ア 日曜日及び月曜日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

### (3) 基本的な利用時間

施設の利用時間は、午前 9 時から午後 4 時まで

## 1 1 備品の取扱いについて

(1) 本施設に設置されている市所有の備品については、無償で指定管理者に貸し付けられ、使用できます。また、同備品は、廃棄されたものを除き、指定管理期間満了時に返還していただきます。

(2) 指定管理者が自ら購入・搬入した備品については、指定管理者の所有としますが、その都度市に協議していただきます。

(3) 自主事業部分の備品購入、設備改修、修繕については、5 万円以内の軽微なものについては指定管理者の責においてこれを購入、改修、修繕を行い、所有権を市に帰属して頂きます。5 万円を超えるものについては都度市と協議の上、決定します。

## 1 2 指定管理料について

### (1) 指定管理料の支払い及び指定管理料

市は、施設の管理運営に要する経費について、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に予算の範囲内で指定管理者に支払います。

具体的な金額は、公募時に提案していただいた収支予算書の金額に基づき、指定管理者と市が協議した上で、毎年度締結する「年度協定書」において定めるものとします。

なお、市が指定期間中に支払う各年度の指定管理料の上限額は、下表のとおりです。

応募にあたり、収支予算書における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額以内での提案を求めます。

| 年 度     | 指定管理料上限額 | 備 考 |
|---------|----------|-----|
| 令和 8 年度 | 7,940 千円 |     |
| 令和 9 年度 | 7,940 千円 |     |

|          |          |  |
|----------|----------|--|
| 令和 10 年度 | 7,940 千円 |  |
| 令和 11 年度 | 7,940 千円 |  |
| 令和 12 年度 | 7,940 千円 |  |

※実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として指定管理者と市が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

(2) 管理経費及び管理口座

管理運営にかかる指定管理者の経費は、団体本体の会計とは別の口座で管理してください。

(3) 指定管理者の収入

年度毎に支払われる指定管理料及び自主事業収入。なお、市が指定する資源の売却益は市の収入とします。

(4) 指定管理者の経費

- ①施設管理運営に係る人件費
- ②光熱水費、清掃等業務委託費等の施設維持管理費
- ③消耗品費、印刷製本費等の事務経費

(5) 施設の修繕費

回収倉庫の修繕、改修については、市の経費で実施します。自主事業部分については、「11- (3)」によります。

(6) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動、その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

1.3 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等

(1) 責任分担について市と指定管理者により協議を行う事項

指定管理者が善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可効力等により、損害・損失や運営費の増加が生じた場合は、その分担のあり方について協議します。

また、予想しえない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと市が判断した場合においては、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方は下記のとおりです。

| 項 目      | 内 容                              | 責任分担 |       |
|----------|----------------------------------|------|-------|
|          |                                  | 市    | 指定管理者 |
| 法令等の変更   | 直接管理運営に関係するもの                    | ○    |       |
|          | 上記以外の場合                          |      | ○     |
| 事業の中止・延期 | 市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの      | ○    |       |
|          | 上記以外の場合                          |      | ○     |
| 許認可の遅延   | 事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの） | ○    |       |

|                      |                               |      |   |
|----------------------|-------------------------------|------|---|
|                      | 上記以外の場合                       |      | ○ |
| 性能                   | 協定書に定めた要求水準不適合                |      | ○ |
| セキュリティ               | 施設の管理・警備の不備によるもの              |      | ○ |
|                      | 情報の管理及び保護に関するもの               |      | ○ |
| 運営費の上昇               | 急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの        | ○    |   |
|                      | 上記以外の場合                       |      | ○ |
| 施設・設備の損傷<br>※12-5を参照 | 市の責めに帰すべき事由による場合              | ○    |   |
|                      | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合          |      | ○ |
|                      | 市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由による修繕 | ○    |   |
|                      |                               |      |   |
| 施設利用者への損害            | 市の責めに帰すべき事由による場合              | ○    |   |
|                      | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合          |      | ○ |
| 周辺住民への損害             | 市の責めに帰すべき事由による場合              | ○    |   |
|                      | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合          |      | ○ |
| 不可抗力への対応             | 自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合     | 協議事項 |   |
| 債務不履行                | 市に協定内容の不履行がある場合               | ○    |   |
|                      | 指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合       |      | ○ |
| 業務引継ぎの費用             | 業務の引継ぎにかかる経費                  |      | ○ |

## (2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとします。

## (3) 保険への加入

指定管理者は上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で損害賠償責任保険等に参加するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

## (4) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

## 1 4 応募者説明会・現地見学会の申込み

募集に係る説明会に出席を希望する者は現地説明会参加申込書（様式第1号）を提出してください。

提出場所：「2 1 問合せ先」に同じ

提出方法：質問書の提出は、FAX又は電子メールによる。

## 1 5 指定管理者の選定

### (1) 選定の流れ

指定管理者の選定は、第一次審査、第二次審査の2段階方式とし、募集要項及び仕様書が求める水準を満たしており、財務分析した評価が著しく低くなく、候補者となることのできる最低ライン（最低基準点）以上の得点を得た団体の中から選定します。

選定結果は応募者全員にお知らせし、市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。

また、恵那市議会の議決により、指定管理者の指定が行われた後には、告示し、市公式ウェブサイトにてその旨を公表します。

#### ① 第一次審査（資格審査）

書類審査（事務局にて実施）により資格審査を行います。申請資格がないと審査された場合のみ、令和7年9月12日（金）に応募者へ文書で通知します。

審査項目：「5 応募の資格等」に該当しているかを審査します。

#### ② 第二次審査（提案内容等の審査）

第一次審査を通過した申請者について、恵那市ふれあいエコプラザ施設管理者指定管理者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、書類審査及びプレゼンテーションにより、指定管理者候補者を選定します。プレゼンテーションは各15分程度（パワーポイント使用可）を予定しています。詳しくは後日ご連絡します。

開催日：令和7年9月16日（火）～令和7年9月19日（金）

審査基準：提出された申請書類及びヒアリングの内容について、以下に示す審査項目により点数化し、各選定委員の合計得点平均の高い団体を指定管理者候補者とする。また、平均点が最低基準点に満たない場合、指定管理候補者は再度市と協議した後、指定管理者として確定する。指定管理者は市と細目協議の上、恵那市議会にて予算の議決がなされた後に、管理に関する協定を締結するものとする。

| 評価項目        | 審査対象書類                          | 評価内容                                                    | 配点 |
|-------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------|----|
| 市民の平等な利用の確保 | 事業計画書                           | ・市民の平等な利用が図られる計画となっているか                                 | 10 |
| 団体運営方針      | 事業計画書<br>定款又は寄付行為               | ・施設の設置目的に合致した運営方針となっているか<br>・設置目的の達成のための事業計画は優れているか     | 20 |
| 指定管理料       | 事業計画書                           | ・要項12（1）の上限額以内か<br>・評点＝10×（上限価格/応募価格）（上限20点）            | 20 |
| 利用者のサービス向上  | 事業計画書<br>業務実施体制計画書              | ・市民へのサービス向上への取組みは十分であるか                                 | 10 |
| 適正かつ確実な管理運営 | 事業計画書<br>業務実施体制計画書              | ・環境に配慮した管理運営になっているか<br>・危機管理対策は適切かつ十分か<br>・個人情報保護対策は万全か | 10 |
| 安定的な経営基盤の状況 | 財産目録<br>貸借対照表<br>事業報告書<br>損益計算書 | ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理運営能力を有しているか                        | 10 |
| 自主事業の趣旨     | 自主事業計画書                         | ・ふれあいエコプラザの趣旨及び市の環境施策に沿った自主事業内容であるか<br>・事業の効率性、革新性      | 20 |

|    |  |  |     |
|----|--|--|-----|
| 合計 |  |  | 100 |
|----|--|--|-----|

※最低基準点は 60 点とし、応募団体が 1 団体であった場合は 75 点とする。

## (2) 次点候補者

候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合、その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とすることができるものとします。

## (3) 留意事項

ア 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ・申請者の提出方法、提出先及び提出期限などが守られなかったとき。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触の事実が認められたとき。

### イ 重複申請の禁止

申請 1 団体（グループ）につき 1 申請とします。複数の申請はできません。

### ウ 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

### エ 申請書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

### オ 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

### カ 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

### キ 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

## 1 6 協定の締結

指定管理者は、市との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。

なお、協定書は、全指定管理期間を通して効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

## 1 7 指定の取り消し等

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、指定管理料の全部又は一部を返還しなければなりません。

(1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき

(2) 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと判断したとき

- (3) 指定管理者が事業の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 「恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく排除措置要請があったとき
- (5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (6) 当該施設を公の施設として廃止するとき
- (7) その他市が当該指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるとき

#### 1 8 団体における変更等への対応

指定管理者の団体固有の事由に基づく変更等への対応は以下のとおりとします。

- (1) 団体の名称変更  
団体の名称が変更される場合は、その旨を告示します。
- (2) 団体の法人格変更（法人格変更は、法人格取得も含む。以下同じ。）  
団体の法人格が変更される場合は、原則として恵那市議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

#### 1 9 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでいただきます。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、又は、原状に回復する必要があると市が判断した場合は、これによらないこともできるものとします。

#### 2 0 業務の引継ぎ（次期以降も指定管理者制度を継続する場合）

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施していただきます。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をさせていただきます。
- (3) 引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

#### 2 1 問合せ先

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

恵那市役所水道環境部環境課（担当：佐藤）

TEL 0573-26-6847（環境課直通） FAX 0573-25-8204